

6. 防災集団移転促進事業(高台移転)住宅団地への参加者を公募します。



防災集団移転促進事業で整備を進めている団地のうち、下記の団地について参加者を公募します。

1. 団地名及び公募区画数 (13団地 104区画)

団地名	公募区画数	団地名	公募区画数
① 田の浦団地	2	⑧ 清水団地	6
② 馬場中山生活センター西団地	4	⑨ 戸倉団地	19
③ 泊浜団地	1	⑩ 長清水団地	1
④ 館浜団地	2	⑪ 志津川東団地	14
⑤ 栢沢団地	12	⑫ 志津川中央団地	23
⑥ 歌津中学校上団地	1	⑬ 志津川西団地	14
⑦ 寄木・葦の浜団地	5		

2. 応募資格

- ① 東日本大震災当時に、南三陸町内に居住し、その住宅の所在地が移転促進区域(災害危険区域)に指定されている方。
- ② 東日本大震災に係る被災者住宅再建支援制度(個別移転補助・災害公営住宅など)を利用していない方。
- ③ 町が実施する防災集団移転促進事業団地へ参加申込をしていない方、または災害公営住宅へ入居申込をしていない方。ただし、すでに他の防集団地または災害公営住宅への申込をされた方でも、これを取り下げる予定の方は応募することができます。
- ④ 各団地及び周辺の地域活動を理解し、一緒に活動していこうと思っておられる方。

3. 募集期間 **平成28年7月15日(金)～平成28年8月1日(月)** ※土日を除く

4. 提出場所 南三陸町復興事業推進課移転促進係・復興市街地整備課復興拠点整備係

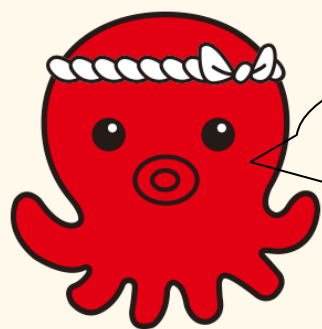
5. 提出書類
- ① 防災集団移転促進事業(高台移転)空き区画参加申込書
 - ② 宅地申込書(志津川東団地、中央団地、西団地のみ)
 - ③ 災証明書(コピー可)



※空き区画の状況は、復興事業推進課・復興市街地整備課において、情報を開示します。
なお、空き区画の情報については、町の公式ホームページにも掲載しています。

6. 決定方法 応募数によっては抽選となる場合があります。抽選となった場合には、別途日程等を応募者にお知らせいたします。

(担当：復興市街地整備課 復興拠点整備係 復興事業推進課 移転促進係)



問い合わせ先

復興事業推進課 0226-46-1379
管財課 0226-46-1381
復興市街地整備課 0226-46-1382

みなみさんりく 復興まちづくりニュース



<第44号>

平成28年7月

発行・編集

南三陸町
復興事業推進課、管財課
復興市街地整備課

1. 補助金申請の注意事項について



補助金の交付決定までに約2～3週間かかります。
下記の事項に注意して、お早めの申請をお願いします。

(1) 住宅再建にかかる補助金

- ・ 防災集団移転促進事業
融資を受ける場合は住宅ローン契約前かつ工事着工前の申請が必要です。

・ 個別再建

- 融資を受ける場合は住宅ローン契約前、工事請負契約及び土地・建物の売買契約前かつ工事着工前の申請が必要となります。

※自己資金で再建する場合

南三陸町独自の支援補助金があります。住宅の着工前におこなってください。
すでに着工した方についても随時申請を受け付けています。

(2) 引越しかかる補助金

- ・ 移転費用補助金

引越しを行う2～3週間前を目安に補助金の申請を行ってください。



(担当：復興事業推進課 住宅再建支援係)

2. 災害公営住宅志津川中央地区(第3・第4街区)が着工しました。



平成28年5月より、志津川小学校北側に位置する「災害公営住宅志津川中央地区(第3・第4街区)」の建設が始まりました(平成28年12月完成予定)。

- 事業名称 災害公営住宅整備事業 (志津川中央地区(第3・第4街区))
- 建設概要 第3街区 戸建住宅 木造2階建22棟
第4街区 戸建住宅 木造平屋建1棟 木造2階建9棟 計10棟
- 設計・施工 南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会



第3街区



第4街区



3. 災害公営住宅志津川市街地 空き住戸を追加(新規・変更)募集します。



災害公営住宅で整備を進めている地区のうち、以下の地区の空き住戸への入居仮申し込みを受け付けします。
(各街区の中での部屋番号の決定は、おおむね入居5ヶ月前に実施する本申し込みで決定する予定です。)

1. 地区・街区・部屋タイプ別募集住戸数

入居人数	建物形式	部屋タイプ	地区	街区	空き戸数	完成予定時期
1人～	集合住宅	S(2K)	志津川東	5街区	1	平成28年10月～12月
			志津川中央	2街区	1	平成29年 1月～ 3月
		M(2DK)	志津川東	4街区	5	平成28年10月～12月
				5街区	1	平成28年10月～12月
2人～	F(3DK)	志津川中央	1街区	3	平成29年 1月～ 3月	
			2街区	1	平成29年 1月～ 3月	
4人～	戸建住宅	L(3DK)	志津川東	6街区	2	平成28年10月～12月
			志津川中央	3街区	3	平成28年10月～12月

※ 住宅の位置の詳細等はパンフレットにてご確認ください。
※ 入居は完成の1～2ヶ月後の予定です。

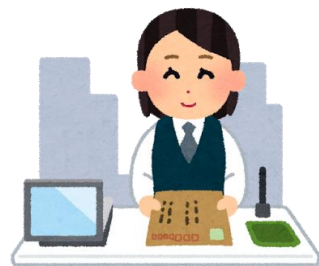
2. 入居申込資格【新規・変更 共通】

次の(1)及び(2)の両方を満たす方が、南三陸町の災害公営住宅に申し込みすることができます。

- (1) 東日本大震災により滅失した住宅に居住していた方
震災時に居住していた持家または賃貸住宅が以下のいずれかに該当する場合
- ①全壊、全焼または全流出の場合
 - ②大規模半壊・半壊の住宅を取り壊した場合または取り壊すことが確実である場合
- (2) 現在住宅に困っていること
次に該当する方は、災害公営住宅に申込みできません
- ①居住できる持家がある方(持家を再建した方、貸家を持っており、そこに居住できる方など)
 - ②すでに公営住宅に入居されている方(ただし、応急仮設住宅として公営住宅に居住している方は申込みすることができます。)

3. 募集期間

平成28年7月15日(金)から平成28年8月1日(月)まで
(平成28年8月1日(月)必着)



4. 提出書類・提出場所

入居仮申込書とパンフレットは役場復興事業推進課の窓口でお渡ししておりますので、必ずよく読んでから申し込みください。

- 提出先：南三陸町 復興事業推進課 公営住宅整備係(郵送の提出も可能)
- 提出書類
 - (1) 南三陸町災害公営住宅志津川市街地平成28年度入居仮申込書(又は変更申込書) 1部
 - (2) り災証明書(コピー可) 1部 (新規申込のみ)
 - (3) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証をお持ちの方は、そのコピー 1部

5. 決定方法

申込者が多数の場合は、抽選になる場合があります。

(担当：復興事業推進課 公営住宅整備係)

4. 町営志津川東復興住宅(第1・第2街区)入居開始しました。



5月28日に団地見学会をおこなった『町営志津川東復興住宅(第1・第2街区)』が完成し、7月1日より入居開始となりました。
団地見学会では入居予定者の方から「部屋がきれい」「早く仮設から引っ越したい」「ここでの生活が楽しみ」などの声を聞くことができました。



外観(集合住宅)



外観(戸建住宅)



内観1



内観2

<団地見学会の様子>



(担当：復興事業推進課 公営住宅整備係)

5. 戸倉団地 公益施設用地への出店者を公募します。



戸倉地区の国道398号沿道の公益施設用地への出店者を公募します。



1. 区画の概要

区画	募集区画A	募集区画B
面積	約1,000㎡(303坪)	約235㎡(71坪)
道路	南・西・北が道路に接しています	南北が道路に接しています

[区画B]に応募者が無い場合は隣地[区画A]の利用者が一体的に利用することも可能です。

2. 募集期間：平成28年7月15日(金)から平成28年8月1日(月)

3. 受付場所：南三陸町役場 復興事業推進課 移転促進係

- ※1 出店には条件があります。詳細は受付場所までお問い合わせください。
- ※2 募集区画の詳細については受付場所までお問い合わせください。



4. 決定方法

複数の応募があった場合は、事業内容や周辺状況等を考慮し、決定しますのでご了承ください。

(担当：復興事業推進課 移転促進係)